

日銀市第59号
2018年4月10日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「担保に関する細則」の一部改正等に関する件

国債の決済期間短縮化に伴い、国債の入札から発行までの期間が短縮されることから^(注)、標記規程の一部を別紙1. のとおり改正し、2018年5月1日から実施するとともに、別紙2. のとおり経過措置を講ずることとしましたので、通知します。

(注) 概要は、財務省ホームページに掲載されている「<参考>国債の決済期間短縮化の全体像」(財務省・平成29年6月30日付「大量償還月の利付債(5~30年債)及び毎月2年債の発行に係る決済期間短縮化について」(http://www.mof.go.jp/jgbs/topics/press_release/290630-03.htm)参照)をご覧ください。

以 上

「担保に関する細則」中一部改正

- 第 5 章 2. (2) (注 2) を横線のとおり改める。

(注 2) 時価は、原則として市場相場にもとづき、銘柄毎に設定されます (円位未満第 2 位まで)。初めて時価が設定される場合には、国債については、原則として発行日 (分離国債のときは元利分離前の国債の発行日。以下 (注 2) において同じです。) の~~2~~2営業日前前営業日 (発行日の前営業日よりも前に市場相場が発表されるときは 2 営業日前) の市場相場にもとづき時価が設定され、発行日から~~4~~5営業日 (発行日の前営業日よりも前に市場相場が発表されるときは 4 営業日) の間、担保価額等の算出に適用します。また、国債以外の債券については、日本銀行が適当と認める日の前営業日の市場相場にもとづき時価が設定され、当該日本銀行が適当と認める日の翌営業日から 4 営業日の間、担保価額等の算出に適用します。時価が設定されていない債券については、担保差入を行うことはできません。時価は、日本銀行が必要と判断した場合に変更します。

経過措置

本件改正後の「担保に関する細則」第 5 章 2. (2) (注 2) の規定は、2018 年 5 月 1 日以降に入札が行われる国債について適用することとし、同日前に入札が行われる国債の取扱いについては、なお従前の例によります。